

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の
株式の処分について

平成 27 年 2 月 12 日
財政制度等審議会

平成 27 年 2 月 12 日

財 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

財政制度等審議会
会 長 吉 川 洋

答 申 書

平成 27 年 2 月 12 日に財政制度等審議会が諮問を受けた「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について」について、国有財産分科会に付託し、慎重に審議を行ったところであるが、結論を得たので、ここに答申する。

財政制度等審議会 国有財産分科会 名簿

[分科会長]	佃 和夫	三菱重工業(株)相談役
[分科会長代理]	横溝 高至	弁護士
[委 員]	荒谷 裕子	法政大学法学部教授
	佐谷 和江	(株)計画技術研究所代表取締役
	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
[臨時委員]	緒方 瑞穂	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会会長
	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	亀坂 安紀子	青山学院大学経営学部教授
	川口 有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	小枝 淳子	早稲田大学政治経済学術院准教授
	児玉 平生	(株)毎日新聞社紙面審査委員
	林田 晃雄	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	望月 久美子	東急不動産ホールディングス(株)住生活研究所主席研究員
	持永 勇一	新日本有限責任監査法人経営専務理事
[専門委員]	野城 智也	東京大学生産技術研究所教授
	林 正和	(株)日本取引所グループ取締役会議長

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について

1. 背景

- (1) 輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System、以下「NACCS」という。）は、税関手続その他の輸出入関連省庁の手続及び貨物管理等の民間業務を電子的に処理する官民共用のシステムである。NACCS を運用する組織は当初、官民からの共同出資を受け、NACCS 利用者である国及び民間からの NACCS 利用料収入で運営される認可法人として設立された後、当該官民共同の出資形態を維持したまま独立行政法人に組織変更された。その後、株式会社へ組織変更しガバナンスを強化することにより、業務運営の効率化及び利用者利便の向上を図り、国際物流の更なる効率化や我が国の港湾及び空港の国際競争力強化に資するため、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）¹において、特殊会社として民営化することが決定され、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCS センター」という。）が設立された²。
- (2) NACCS センター株式については、現在、政府が発行済株式の総数を国有財産として保有しているところ、NACCS センター設立の根拠法である電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「NACCS 法」という。）において、「できる限り速やかに売却する」こととされている。

2. 基本的考え方

NACCS センター株式の処分に当たっては、基本的には以下のような考え方で取り組むことが適当である。

- (1) NACCS センター株式が国民共有の貴重な財産であることに配慮しつつ、公正な価格及び方法により行うこと。

¹ 「独立行政法人整理合理化計画」においては、民営化等を検討する際の基本的考え方として、「事務・事業自体は国は関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化を行う」ことが示されている。

² 昭和 52 年 10 月、認可法人「航空貨物通関情報処理センター」設立。平成 3 年 7 月、海上物流事業者からの追加出資を受け、「通関情報処理センター」に改称。平成 15 年 10 月、独立行政法人「通関情報処理センター」設立。平成 20 年 10 月「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」設立。

- (2) NACCS センターの主たる業務として、NACCS 法第 9 条第 1 項に規定される輸出入等関連業務を処理するために必要な電子計算機の使用及び管理などの業務（以下「NACCS 法第 9 条第 1 項業務」という。）を営むに当たっては、同法の規定により、「なるべく安い料金で行われるように努めなければならない」とこととされている点に留意すること。

3. 売却方法についての基本方針

(1) 証券取引所への上場の可否

NTT 株式や JT 株式の売却のような政府保有株式の売却では、株式の取得者の換金機会の確保の観点や株式の公正かつ円滑な流通の場を確保する観点から、証券取引所への上場を行ってきたところである。一方、日本アルコール産業株式会社の政府保有株式の売却では、売却開始時点において、設立から 2 年しか経過しておらず、証券取引所が定める上場基準の達成見通し等の検証が十分に行い得る状況になかったことから、株式売却時に証券取引所への上場を行わなかった。

NACCS センター株式について、仮に、証券取引所へ上場する場合には、証券取引所が定める利益額等の上場基準の達成見通し等の検証が行われることが必要である。しかしながら、NACCS センターは、NACCS 法第 9 条第 1 項業務について、NACCS 法の規定により、なるべく安い料金で行われるように努めなければならないこととされており、十分な収益を上げることが困難であるなど、当面、証券取引所の上場基準を満たすことは期待できない。その一方で、NACCS 法の規定により、できる限り速やかに売却することが求められていることから、証券取引所への上場によらずに売却する方法を採ることが適当である。

(2) 売却方法

証券取引所への上場を行わない場合の売却方法としては、国の契約方式の原則である一般競争入札を行うことが考えられる³。この方式による処分は、多数の入札参加者による多様な価格が反映されるものであることから、公正な価格及び方法による国有財産の処分という観点から優れた方法であり、日本ア

³ 非上場株式は、店頭有価証券に関する規則第 3 条の規定に基づき、同規則第 6 条等による場合を除き、証券会社が投資勧誘を行ってはならないとされている。NACCS センター株式については、除外規定にも該当しないことから、証券取引所への上場を行わない場合、証券会社による投資勧誘は行うことができない。したがって、NACCS センター株式の売却においては、投資勧誘に該当するブック・ビルディング方式の対象とすることはできず、国の契約方式の原則である一般競争入札によることとなる。

ルコール産業株式会社の株式売却においても、一般競争入札により株式売却を行ったところである。

NACCS センター株式については、公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当である。

(3) 売却数量

NACCS センター株式については、NACCS 法において、政府に総議決権の過半数に係る株式を保有することが義務付けられている。具体的な売却数量については、市場ニーズを踏まえる必要があるが、NACCS センターの企業規模が小さいことから、政府保有義務分を除く NACCS センター株式は、全てを一度に売却することが適当である。

4. 入札実施に当たっての留意事項

上記の入札による売却を実施するに当たっては、以下の諸点に留意することが必要である。

(1) 予定価格

イ 一般競争入札に当たっては、会計法令に基づき、適切に予定価格を設定する必要があり、その算定に際しては、株式の評価が必要となる。株式の評価については、一般的に用いられている方法として、類似会社比準方式、収益還元方式、配当還元方式及び純資産価額方式がある。

□ 類似会社比準方式は、事業内容、業績、企業規模等を総合勘案の上、評価対象会社と類似する上場会社を選び、その市場価格をもとに、当該上場会社の 1 株当たりの利益や純資産額等を用いて評価する方法である。

NACCS は、我が国における輸出入に関連する手続きを処理する唯一のシステムであり、NACCS 法第 9 条第 1 項業務が、NACCS 法の規定により、なるべく安い料金で行われるように努めなければならないこととされていることから、事業内容、業績、企業規模等全般にわたり NACCS センターと類似する上場会社を選定することが困難であり、この方式で NACCS センター株式の適正な評価を行うことには限界がある。

ハ 収益還元方式は、評価対象会社の会計上の純利益に基づいて評価する方法であり、また、配当還元方式は、評価対象会社の株主への直接的な現金支払いである配当金に基づいて評価する方法である。

これらの方式は、予想される利益や利益配当に基づいて評価するものであるが、NACCS 法第 9 条第 1 項業務が、NACCS 法の規定により、なるべく安い料金で行われるように努めなければならないこととされていることに鑑みれば、ふさわしい手法であるとはいえない。

二 純資産価額方式は、評価対象会社を帳簿価額に着目して評価する方法である⁴。同方式は、帳簿価額を基礎とした計算であるため、恣意の入る余地が小さく客観的な評価であり、対象会社の事業形態や資産構成などの個別事情により、他の方式では評価が困難であって、会社の保有する財産価値をその取得価額をもとに評価することに合理性が認められる場合に使用されることがある。

NACCS センターについては、その資産の多くが我が国における輸出入に関連する手続を処理する唯一のシステムに関するものであるため、その時価を算出するのが困難であって、そのシステムに投下した支出は将来的に収益として回収されるものであることから、帳簿価額による評価であっても合理性が認められる。

なお、純資産価額方式は、将来の成長性が評価に反映されないという短所があるが、NACCS センターについては、成長が見込まれ難く、この点を配慮する必要性は少ない。

ホ 以上の点を勘案すれば、NACCS センター株式の評価において、純資産価額方式を基本とすることが望ましいといえるが、今後、株式売却に関する専門的な助言及び支援業務等を委託することとなる証券会社（証券アドバイザー）の知見も踏まえて決定することが適当である。

(2) 入札申込株式数

一般競争入札においては、その落札結果が NACCS センター株式に対する市場の需給関係を適切に反映したものとなるよう、申込株式数の最低単位や最高数量の制限については、本来であれば設定しないことが望ましいとも考えられる。

しかしながら、申込株式数の最低単位を制限せずに入札を実施すれば、需給

⁴ 純資産価額方式には、評価対象会社の会計上の純資産額に基づいて計算する方法のほかに、評価対象会社の清算価値等に基づいて評価する方法（以下「時価純資産法」という。）があるが、時価純資産法は、通常、解散を前提とする企業に用いられることから、望ましい方法とはいえない。

の状況により、円滑な入札執行に支障をきたすおそれもあることから、必要に応じて、最低単位の設定を検討すべきである。

また、NACCS センターが我が国の重要かつ公的な性格を有するシステムを運営する会社であること及びその株式が国民共有の貴重な財産であることに鑑みれば、NACCS センター株式を広く国民が所有できるようにすることも望ましいと考えられることから、必要に応じて、申込株式数の最高数量の制限の設定も検討すべきである。

(3) 入札の実施時期

売却時期の決定に際しては、売却までの間の諸事情を考慮し、必要に応じて、弾力的に対応すべきであるが、NACCS センター株式が、NACCS 法において「できる限り速やかに売却する」こととされており、民営化を更に推進するため、早期に売却準備を進めることが望ましい。

(4) 注意喚起の明記

NACCS センター株式の売却は、証券取引所への上場を行わず一般競争入札により売却することを前提に、取得者が第三者に売却する際には買い手が限られ、売却自体が困難となるリスクがあること等の注意喚起を、一般的な取引ルールに則って適切に行うことが必要である。

5. その他売却に当たっての留意事項

NACCS センターにおいては、株式売却に当たり、投資家保護等の観点から、金融商品取引法に定められた事項はもとより、財務状況をはじめとしてリスクや経営計画に関する情報など、必要な情報の適切な開示を行うことが引き続き必要である。

一方、政府においては、NACCS センター株式の売却により保有割合が減少することとなるが、更なる業務運営の効率化及び利用者利便の向上に向けた不断の努力を NACCS センターに対して求めていくことが必要である。